

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	国民経済計算の 2008SNA への対応—平成 23 年基準改定と今後の取組—
他言語論題 Title in other language	Implementation of 2008 SNA in Japanese National Accounts: Benchmark Year Revision of 2011 and Ongoing Progress
著者 / 所属 Author(s)	岩本 康志 (Iwamoto, Yasushi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 経済産業調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	818
刊行日 Issue Date	2019-03-20
ページ Pages	27-51
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国民経済計算が平成 28 年に新しい国際基準に対応した経緯、国内総生産が上方改定された要因 (知的財産の重要性の高まりを反映したこと等)、今後の精度向上のための取組を概観する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

国民経済計算の 2008SNA への対応

—平成 23 年基準改定と今後の取組—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 経済産業調査室主任 岩本 康志

目 次

はじめに

I 国際基準（2008SNA）と国内統計（JSNA）の改定の経緯

- 1 国際基準の改定の経緯
- 2 基準改定の GDP への影響
- 3 我が国での改定作業

II 平成 23 年基準改定の GDP への影響

- 1 2008SNA への対応の影響
- 2 2008SNA への対応以外の影響
- 3 平成 23 年基準改定での推計手法の変更

III 今後の取組

- 1 2008SNA に対応していない項目
- 2 GDP 統計改善工程表
- 3 供給・使用表体系への移行
- 4 消費税の扱いと基本価格表示
- 5 四半期推計

IV その他の課題

- 1 基礎統計の不備の影響—毎月勤労統計の事例—
- 2 SNA の次期改定

おわりに

別表 国際基準に基本的に対応していないもの

キーワード：国民経済計算、産業連関表、法人企業統計、統計改革、統計不正

要 旨

- ① 我が国の基幹統計に指定されている国民経済計算（JSNA）は、国際基準（SNA）に準拠して作成される。新しい国際基準（2008SNA）への対応を2016年に行ったが、国内総生産（GDP）が旧基準に比べて上方改定されたほか、様々な変化が見られた。2008SNAでは知的財産の重要性に対応するため把握する資産の範囲を拡大したことがGDPの上方改定の大きな要因であり、我が国では研究開発費を投資と扱うことでGDPの3.5%程度の上方改定となり、その他の要因を加えると基準年（2011年）で4.2%の上方改定となった。
- ② 改定時直近の2015年度のGDPが31.6兆円上方改定されたが、折しも安倍晋三政権が名目GDP600兆円の目標を掲げた直後であり、表面的には目標達成のために統計が変更されたようにも見えてしまうが、改定作業ははるか以前から始められたものである。
- ③ 平成23年基準改定で2008SNAにすべて対応したわけではなく、まだ対応していない部分が存在する。未対応となっている原因は基礎統計の制約にあり、現在の「公的統計の整備に関する基本的な計画」ではJSNAと基礎統計の関係を一步進め、「景気判断のためのGDP統計を軸にした経済統計の改善」が取組として挙げられている。
- ④ 供給・使用表を基礎とする体系への移行は、JSNAの基盤がSNAに準拠するという意義を持つ。こうした取組の結果、GDPは上方改定されるのか、下方改定されるのかはわからない。重要なことは、GDPが改定される方向ではなく、精度が高まるかどうかである。また、移行のためには産業分類の見直し、基礎統計の整備等の課題が多く、移行するのは2029年度という、非常に長期にわたる取組である。
- ⑤ その他、四半期別GDP速報の精度の改善や内容の充実、消費税増税の際のGDP変動の精度改善等の取組がされている。

はじめに

一国の経済活動を包括的に把握する統計である「国民経済計算」⁽¹⁾は、国内総生産（GDP）を始めとする重要な経済指標を推計する統計として関心の高いものであり、2007年に全面改正された統計法（平成19年法律第53号）において基幹統計に定められている⁽²⁾。国民経済計算は、国際連合等の国際機関の共同作業によって作成された国際基準に準拠して、各国の統計当局が実際の統計を作成している⁽³⁾。この異なる実態を区別するため、以下では国際基準を「SNA」（System of National Accounts）、我が国の統計を「JSNA」（Japanese System of National Accounts）と区別する。

2009年2月に国際連合の統計委員会（以下「国連統計委員会」）で新しい国際基準（2008SNA）が採択された。我が国では、2011年3月にJSNAの整備・改善に係る施策の工程表を公表し、平成17年基準改定⁽⁴⁾の次の基準改定時に実施することとした⁽⁵⁾。JSNAは、2016年に発表された平成23年基準改定⁽⁶⁾で、新しい国際基準（2008SNA）に対応した。

この改定の影響で、例えば改定時直近の2015年度のGDPは31.6兆円上方改定され、532.2兆円となったが、折しも安倍晋三政権が名目GDP600兆円の目標を掲げた直後であり、表面的には目標達成のために統計が変更されたようにも見えてしまうが、本稿で詳述するように改定作業ははるか以前から始められたものである。

平成23年基準改定については、統計作成部局の内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部から数多くの資料が発表されているが、統計の技術的な議論が多く、多くの利用者にとっては理解することが容易ではない。また、変更の範囲は広範にわたり、その全容を理解することも困難である。本稿では、最も注目されることの多いGDPの変動に影響のある重要な論点に絞り、現在のJSNAの重要な課題に対する理解を深めることを目指す。取り上げる具体的な問題は、①平成23年基準改定によるGDPの上方改定、②四半期別GDP速報（Quarterly Estimates: QE）において1次速報から2次速報の間で大きな変更が生じることがある問題、③消費税増税時のGDPの変動、④「毎月勤労統計」の不正調査の影響である。

本稿の構成は以下のとおりである。Ⅰ節は、2008SNAの策定とJSNAの対応の経緯を述べる。Ⅱ節では、平成23年基準改定での変更を2008SNAへの対応とそれ以外の変更に分けて、GDPへの影響を概観する。平成23年基準改定では、まだ2008SNAに対応していない部分が存在する。その中の重要な課題をⅢ節で述べる。未対応となっている原因は基礎統計の制約にあり、現在は基礎統計の整備が進められようとしている。また、JSNAの推計手法の骨格に関する改革が非常に長期の取組として進められようとしていることを述べる。Ⅳ節は、毎月勤労統計の不正調査を事例にして、基礎統計の検証ツールとしてのSNAの役割を述べるとともに、SNAの今後の改定の動向を展望する。

* 本稿のインターネット情報は、2019年2月1日現在のものである。

(1) 統計名は初出時のみ括弧を付して固有名詞であることを示し、以降は括弧を省略した。

(2) 年代の表示に西暦を用いるが、資料・統計名に元号を含むときには元号表記とした。

(3) 統計法第6条で「国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠」とされている。

(4) 基準改定とは、「産業連関表」の作成に合わせて、5年に1回行われる大幅な改定である。

(5) 内閣府経済社会総合研究所「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」2011.3.31, 別添1.
<<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kouhou/pdf/koteihyo.pdf>>

(6) このときは、通常の改定よりも1年遅れとなった。

I 国際基準（2008SNA）と国内統計（JSNA）の改定の経緯

1 国際基準の改定の経緯

国民経済計算の国際基準（SNA）は、5つの国際機関（欧州委員会、国際通貨基金、経済協力開発機構、国際連合、世界銀行）の共同作業で作成され、上述のように国連統計委員会で採択される。SNAに準拠して各国で作成されている国内統計があり、例えば米国の国内統計はNIPA（National Income and Product Accounts）と呼ばれる。欧州連合は加盟国の作成する統計基準であるESA（European System of Accounts）を策定し、加盟国はこれに準拠して国内統計を作成している。

SNAは最初の基準が1953年に策定された後、1968年、1993年、今回とこれまで3回改定された。それらを区別する際は、53SNA、68SNA、93SNA、2008SNA⁽⁷⁾と呼ばれている。上述の5つの国際機関により、国際基準に関わる事務局として、国民経済計算に関する事務局間ワーキンググループ（Intersecretariat Working Group on National Accounts: ISWGNA）が設置されている。2008SNAの改定作業も、この事務局が中心となって行われた。ISWGNAは、年1回開催される国連統計委員会で毎年、活動報告をしており、作業の進捗についてもそこで報告されていた。また、今回の改定作業では、インターネットを活用して資料を公開し、改定案へのコメントを求めるなど、作業過程が公開性の高いものとなったことも特徴である⁽⁸⁾。

2008SNA作成作業は、1999年の国連統計委員会で93SNAの追補修正の作業を開始することが承認されたことが起点となる。このときは、93SNAマニュアルの表記ミスの訂正や解釈の曖昧さが生じる箇所の明確化を図り、正誤表や追加資料を作成するという構想であった。2002年には、専門的見地から改定作業に助言するための専門家からなる諮問グループ（Advisory Expert Group: AEG）が設立された。しかし、作業の過程で、グローバル化や新しい経済環境の変化には追補では対応しきれないとの認識が高まり、2003年の国連統計委員会は、93SNAの抜本的な改定を行うことをISWGNAに要請した。改定項目について、2004年2月の第1回から2008年11月の第6回までのAEGで審議する⁽⁹⁾ことにより、2008年にSNAの素案がまとまり、2009年の国連統計委員会で採択された。経済の変化に対応することと新しい研究の成果を取り入れる⁽¹⁰⁾ことを目的として、全体にわたって多数の改定が施されたが、93SNAの基本的な概念は変更なく維持することを方針としており⁽¹¹⁾、その趣旨から国連統計委員会の採択直前まで93SNA Rev.1と呼ばれていた。しかし、最終的な姿は多くの変更が盛り込まれたことから、新しい基準として2008SNAの名称を付すこととなった⁽¹²⁾。

(7) SNA 2008 と呼ばれることもある。

(8) 「2008改訂 国民経済計算の体系」p.4. 内閣府ウェブサイト <<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html>>

(9) “Towards the 2008 SNA: Timeline of Events.” United Nations Statistical Division Website <<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/timeline.asp>>.

(10) SNAの改定作業は、学界の多数意見を統計に実装する合意形成を図るプロセスでもある。SNAに関係する学会に国際所得国富学会（International Association for Research in Income and Wealth）があり、各国のSNAの研究者と実務家が加入している。

(11) 「2008改訂 国民経済計算の体系」前掲注(8), p.8.

(12) Intersecretariat Working Group on National Accounts, “Report of the Intersecretariat Working Group on National Accounts,” E/CN.3/2009/8, 16 December 2008. United Nations Statistical Division Website <<https://unstats.un.org/unsd/statcom/40th-session/documents/doc09/2009-8-NationalAccounts-E.pdf>>

2 基準改定のGDPへの影響

これまでのSNAの改定では、経済活動の計測手法の進歩、経済活動を把握する経済理論の進化の成果を取り入れてきた。最も重要視される指標であるGDPは、経済取引を生産活動とそれ以外とに区別することで計測される（SNAでは、この区別となる線を「生産の境界」と呼ぶ）。SNAの改定のGDPへの影響には増減のどちらの可能性も存在するが、生産の境界を広げるような改定項目が多く、一般的にGDPの上方改定に結びついてきた。

2008SNAの取組の1つに知的財産の重要性が増した現代の経済に対応することがあり、知的財産を資産として把握することで生産資産⁽¹³⁾の範囲が拡大する（「資産の境界」を広げる）改定が行われたことが、GDPを増加させる要因として影響が大きかった。新たに境界内に入る資産を形成する支出は、市場生産者⁽¹⁴⁾（企業）では従来は中間消費として記録されていたが、これが資本形成として記録されることになる。GDPは「産出額－中間消費」（付加価値）として計算されることから、中間消費から資本形成に変更になるとGDPは増加する。非市場生産者（政府、非営利団体⁽¹⁵⁾）の場合には、その産出額は生産費用の積算額で記録されるので、資産を形成する支出は最終消費として記録されていた。これが資本形成として記録されることになるが、最終消費も資本形成も最終需要であるので、この変更自体はGDPを増加させない。しかし、新たに記録された資産の固定資本減耗は生産費用であるので、非市場生産者の産出額を増加させ、その分だけ、GDPを増加させる。

OECD加盟国では、2008SNAへの対応によって、GDPは1.2%（ポーランド）から5.1%（韓国）までどの国も増加しており、OECD加盟国の平均は2.4%であった。Ⅱ.1節で後述するが、研究開発費の多い日本は4.2%で、3番目に増加幅が大きかった⁽¹⁶⁾。国際基準の改定では概念的にはGDPが増える方向の改定が多いことが、各国の対応結果で裏付けられる。

3 我が国での改定作業

我が国での2008SNAに準拠する改定の経緯は表1のようにまとめられる。国連統計委員会での採択から2年後の2011年3月に、「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅰ期）」（平成21年3月13日閣議決定⁽¹⁷⁾）を踏まえた内閣府の基本計画の工程表において、同年実施予定の平成17年基準改定の次の基準改定で対応する方針が公表された。内閣府内部での検討を経た後、有識者による「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」が2013年3月から2014年7月まで開催され、具体的な方針が検討された。

(13) 投資によって形成される資産を生産資産と呼ぶ。土地のように投資によって形成されない資産は非生産資産と呼ぶ。

(14) JSNAでは、売上高が生産費用の50%以上である生産者を市場生産者と定義している。市場生産者は公的企業、民間法人企業、個人企業に分類され、前2者が非金融法人企業、金融機関に分類される。個人企業は家計に含まれる。内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」2016.11.30, p.36. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf>

(15) JSNAでの用語はそれぞれ、一般政府、対家計民間非営利団体である。

(16) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「平成27年度国民経済計算年次推計（平成23年基準改定値）（フロー編）ポイント」2016.12.22, p.32. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/point20161222.pdf>

(17) 2007年における旧統計法（昭和22年法律第18号）の全部改正により制定された新統計法（平成19年法律第53号）に基づき、2009年に「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期基本計画。計画期間は2009～2013年度）が閣議決定された。第Ⅱ期基本計画は2014～2018年度の5か年であったが、第Ⅲ期基本計画は1年前倒しされ、2018～2022年度とされている。

表1 平成23年基準改定に係る経緯

年	月	経緯・公表内容
2009年	2月	国際連合統計委員会において国際基準「2008SNA」を採択
2011年	3月	「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅰ期）」（統計委員会の諮問・答申を経て2009年3月閣議決定）を踏まえ、内閣府の基本計画に関する工程表で平成17年基準改定の次の基準改定で対応する方針を公表
	12月	国民経済計算の「平成17年基準改定」実施
2012年	1月	「平成23年基準改定」に係る内閣府経済社会総合研究所における検討開始
2013年	3月	内閣府「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」設置、具体的な方針の検討（～2014年7月）※10回にわたる検討資料・議事要旨を公表
2014年	3月	「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期）」（統計委員会の諮問・答申を経て2014年3月に閣議決定）で平成28年度中の2008SNA移行を決定
	9月	統計委員会に「国民経済計算の作成基準の変更」諮問
	10月～	統計委員会国民経済計算部会における審議（～2015年3月） ※5回にわたる審議資料・議事要旨等を公表
2015年	3月	統計委員会より「国民経済計算の作成基準の変更」答申
2016年	6月～	関係学会、大学、民間エコノミスト等への平成23年基準改定に係る説明会を実施（～2016年10月）
	9月	「国民経済計算の平成23年基準改定に向けて」（基準年（2011暦年）の名目GDP水準試算を含む基準改定における変更内容の概要）を公表
	11月	「国民経済計算の作成基準」告示、「国民経済計算の作成方法」公表、「推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）」等を公表
	12月8日	平成27年度国民経済計算年次推計（支出側系列等）、平成28年7-9月期GDP速報（2次速報値）を公表

（出典）内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「平成27年度国民経済計算年次推計（平成23年基準改定値）（フロー編）ポイント」2016.12.22, p.34. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/point20161222.pdf> を基に筆者作成。

2008SNA マニュアルの付録3では、93SNAから変更された63項目が列挙されている⁽¹⁸⁾。2013年3月に開催された国民経済計算次回基準改定に関する研究会の第1回会議資料では、この63項目について、JSNAでの対応方針の案が示された。研究会では、この案の検討がされた。2014年7月には方針がまとめられ、原案から若干の変更があり、「次回基準改定で対応する方向のもの（一部対応を含む）」が29項目、「現行JSNAで既に対応済と整理でき（一部対応済を含む）、次回基準改定で特段の対応をしない方向のもの。我が国に事例がないものも含む」が29項目、「現行JSNAで対応しておらず、次回基準改定でも対応困難なもの」が5項目と整理された。こうして、平成23年基準改定では、2008SNAへの対応が見送られたものがある。さらに2008SNAでの変更点だけではなく、93SNAから引き続き対応していないものもほかにある。これらはJSNAの今後の取組として、Ⅲ節で取り上げる。

2008SNAへの対応については、以前から取り組まれていたことで、平成23年基準改定を待たずに、2010年12月に公表された平成17年基準改定に取り込まれている項目もある。その主要なものには、①政府関係諸機関を、2008SNAで明確化された分類基準に沿って、一般政府と

(18) 「2008改訂 国民経済計算の体系」前掲注(8), pp.1827-1901.

公的企業に分類すること、②東日本大震災に係る地震保険金の支払を、保険者である金融機関部門から保険契約者の属する制度部門への資本移転として扱うこと、③ 93SNA への対応課題とされていた「間接的に計測される金融仲介サービス」(FISIM)⁽¹⁹⁾の導入に当たって、2008SNA で計測対象とされている金融資産・負債の範囲に沿って FISIM を推計し、導入したことが挙げられる⁽²⁰⁾。

また、平成 23 年基準改定で SNA の範囲内で推計手法の改善が図られた箇所もある(Ⅱ.3 節)。

このように、JSNA の 2008SNA への対応と平成 23 年基準改定とは完全に同じものというわけではない。

Ⅱ 平成 23 年基準改定の GDP への影響

1 2008SNA への対応の影響

(1) GDP への影響

内閣府は 2016 年 9 月に、2008SNA の準拠による 2011 暦年の GDP への数量的な影響を試算し、93SNA 基準による同年の GDP から 4.2% 増になるとしている⁽²¹⁾。2016 年 12 月に 2008SNA に準拠した初めての年次推計が発表された際に同様の試算が公開され、2011 年度の影響はほぼ同じ数値となっている(表 2)。

表 2 平成 23 年基準改定による名目 GDP への影響 (2011 年度)

	金額	改定前 GDP 比 ^(注)	影響する主な需要項目
全体	19.8 兆円	4.2%	
研究・開発 (R&D) の資本化	16.6 兆円	3.5%	民間企業設備 公的固定資本形成
特許等サービスの扱い変更	1.5 兆円	0.3%	財貨・サービスの純輸出
防衛装備品の資本化	0.6 兆円	0.1%	公的固定資本形成
所有権移転費用の扱い精緻化	0.9 兆円	0.2%	民間住宅
中央銀行の産出額の明確化	0.2 兆円	0.0%	政府最終消費支出

(注) 改定前 GDP 比は、金額を平成 17 年基準 JSNA の GDP で除した。

(出典) 金額は、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「平成 27 年度国民経済計算年次推計(平成 23 年基準改定値)(フロー編)ポイント」2016.12.22, p.8. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/point20161222.pdf>; 影響する主な需要項目は、同「国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について～2008SNA への対応を中心に～」『季刊国民経済計算』No.161, 2017.3, p.46, 図表 7. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq161/snaq161_c.pdf> を基に筆者作成。

最も影響の大きい項目は「研究・開発 (R&D) の資本化」で GDP が 3.5% 増になる。それに関連する項目である「特許等サービスの扱い変更」が次に大きく、0.3% 増になる。次に金額の大きい項目は「所有権移転費用の扱い精緻化」であり、0.2% 増、これに「防衛装備品の資本化」、

(19) FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured. 間接的に計測される金融仲介サービス) は、手数料等で記録されない金融仲介サービスを計測するものである。市場金利と預金金利の差が預金サービス、市場金利と貸出金利の差が貸出サービスとして評価される。

(20) 「我が国国民経済計算の次回基準改定に向けて」(第 10 回国民経済計算次回基準改定に関する研究会(2014 年 7 月 4 日)資料 3-1) p.3. 内閣府ウェブサイト <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kenkyu/pdf/shiryo3_1_20140704.pdf>

(21) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」2016.9.15, p.8. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20160915_2008sna.pdf>

「中央銀行の産出額の明確化」が続いている。以下、名目 GDP への影響の大きい 4 項目がどのような影響を持ったのかを見ていこう。

(2) 研究・開発 (R&D) の資本化

93SNA では研究開発費は 3 種類の扱いがされていたが、2008SNA では資本形成として総合的に取り扱うことになった。①市場生産者である研究機関の R&D は R&D サービスの産出額として記録され、93SNA では中間消費として需要されていたが、2008SNA では需要先が資本形成に変更になった。中間消費から資本形成に変更される分だけ GDP が増加する⁽²²⁾。②市場生産者である企業内 R&D は 93SNA では R&D サービスの産出額として記録されず、中間消費として需要されていたが、2008SNA では産出額として記録して資本形成として需要されるようにした。産出額 (= 資本形成) として記録される分だけ GDP は増加する。③非市場生産者 (一般政府、対家計民間非営利団体) の R&D は 93SNA では最終消費として記録されていた。2008SNA ではこれが資本形成に変更されるが、どちらも最終需要であるため、この変更自体は GDP に影響しない。しかし、新たに記録された R&D 資本の固定資本減耗は産出額として記録されるため、この分だけ GDP が増加する。なお、失敗した研究開発投資は資本とはならないが、JSNA では基礎統計で失敗した研究開発を区別することが困難であることから、すべての研究開発投資が資本となるという仮定を置いて計測している。

(3) 特許等サービスの扱い変更

2008SNA での R&D の資本化に伴い、R&D の成果として生まれるとみなされる特許実体が R&D 資本に含まれるものとして扱われることになった。93SNA では特許実体は無形非生産資産とされ、特許使用料は財産所得とされた。財産所得は生産の境界外にあって、GDP には計上されない。これに対して 2008SNA では、特許等サービスは生産の境界内にあり、生産活動に使われる中間消費として扱われ、特許使用料が特許等サービスの支払とされた。これにより、国内居住者が受け取る特許等サービスは国内産出額に計上され、国内居住者が支払う特許等サービスは中間消費に計上される。GDP は国内の「産出額 - 中間消費」であるので、国内居住者が受け取る特許等サービスと国内居住者が支払う特許等サービスの差額が GDP に計上されることになる。国内居住者間での受取と支払は相殺されるので、GDP に計上されるのは、特許等サービスの純輸出 (輸出 - 輸入) となる。我が国は輸出超過であったことから、特許等サービスの取扱いの変更は、GDP の増加要因となる。

(4) 防衛装備品の資本化

1 年を超えて使用される兵器システムが資産として取り扱われるようになり、これらへの支出が総固定資本形成として記録され、固定資本減耗が計上されることとなった。これは、上述の非市場生産者の研究開発投資の扱いと形式的に同じである。政府の産出額が生産費用で計測されているため、従来は政府最終消費支出として記録され、産出額にも計上されていた (これは、政府による R&D 支出と同様である)。したがって、兵器システムの支出が最終消費から資本形成に変更されることは GDP には影響しないが、新たに計上される固定資本減耗が産出額として記録され、GDP が増加する。

²²⁾ 国内での資本形成にならず、輸出されても GDP は増加する。

(5) 所有権移転費用の扱い精緻化

資産を売買取引する際に発生する諸費用（所有権移転費用）は、93SNA では総固定資本形成に含むことで資産の価値に含まれた後、資産の耐用年数で減耗することとされていたが、2008SNA では所有者の平均的な保有年数で減耗するように変更された。耐用年数の途中で再び売買される場合には、所有権移転費用は所有者の保有期間内に減耗してしまうと考えるのである。平成 23 年基準改定以前の JSNA では、一部の費用（設置費用と商業・輸送費）のみが総固定資本形成に含まれていたが、住宅・宅地の売買にかかる不動産仲介手数料を 2008SNA に準拠する扱いとすることとした。それまで中間消費とされていた不動産仲介手数料が固定資本形成として取り扱われることによって、GDP が増加する。GDP への影響は、原理的には上述の民間研究機関の R&D と同様である。

2 2008SNA への対応以外の影響

平成 23 年基準改定では、2008SNA への対応以外にも様々な推計手法の変更が組み込まれている。それらも、2008SNA への対応と同様に、それ以前から検討を重ねていたものである。また、SNA では新しい基礎統計を反映することによって、過去の計数も遡及して改定されることによる変化も生じる。QE では、1 次速報（四半期終了から約 1.5 か月後に公表）から 2 次速報（四半期終了から約 2 か月と 10 日後に公表）への改定がある。年度計数は QE の四半期推計値を合計した推計値から翌年末から第一年年次推計、第二年年次推計、第三年年次推計へと改定され、基準改定時にも計数が変化する（表 3）。これらは「その他」要因と呼ばれており、2011 年度への影響は-0.1 兆円とわずかなものであるが、2012 年度以降は 0.6 兆円、4.0 兆円、5.3 兆円、7.5 兆円と拡大している。このため、2013～2015 年度の実質 GDP 成長率は、平成 17 年基準に比較して、0.4～0.6 ポイント上方改定された。

表 3 JSNA の四半期速報と年次推計

呼称	公表時期	主な基礎統計等
QE 1 次速報	四半期終了から約 1.5 か月後	家計統計、経済産業省生産動態統計等
QE 2 次速報	四半期終了から約 2 か月と 10 日後	法人企業統計等
第一年年次推計	年度終了から 9 か月後	経済産業省生産動態統計等
第二年年次推計	年度終了から 1 年 9 か月後	工業統計等
第三年年次推計	年度終了から 2 年 9 か月後	(供給・使用表の枠組みの活用)
基準改定	基準年終了から 5 年後	産業連関表等

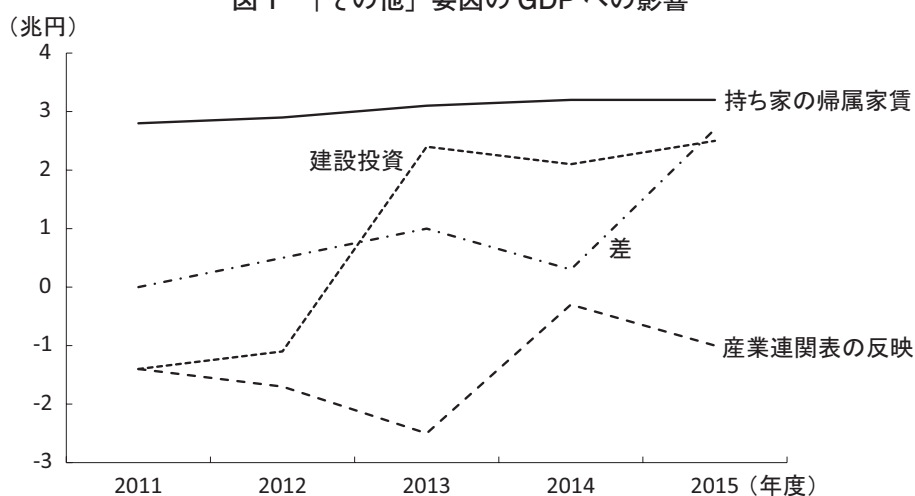
(出典) 権田直「四半期別 GDP 速報について—その位置付け、特徴、最近の取組—」『季刊国民経済計算』No.160, 2016.9, p.2, 図表 1. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq160/snaq160_b.pdf>; 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」2016.9.15, p.23. <https://www.esri.cao.go.jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20160915_2008sna.pdf> を基に筆者作成。

2006 年に公表された年次推計で 2005 年度の実質 GDP 成長率が QE 推計値の 3.3% から 2.4% に大きく下方改定されたことを契機に、変更が生じる要因の分析（リビジョン・スタディ）が求められるようになり⁽²³⁾、基準改定でも改定要因の詳細な分析と説明が行われるようになった。今回は説明された要因以外である、「その他」要因で安倍政権時の成長率が上方改定されたことか

ら、議論を呼んだ。恣意的にかさ上げされているのではないか、という意見⁽²⁴⁾も出されたが、専門家の間では恣意性を疑う声は少ない⁽²⁵⁾。

「その他」要因が注目されたことから、内閣府は平成23年基準改定を発表した翌年の2017年12月に、「その他」要因について、①最新の「住宅・土地統計」を反映したことによる持ち家の帰属家賃等の改定、②建設部門の産出額の推計手法の見直し、③基準年の産業連関表の反映の3項目に分割して、GDPへの影響を試算した⁽²⁶⁾。図1は、この3要因それぞれのGDPへの影響額と、その影響額の合計と「その他」との「差」を示している。2013年度以降の成長率への影響は年によって異なり、2013年度は建設部門の産出額の見直し、2014年度は2011年の産業連関表での改定の反映、2015年度はQEの推計値が年次推計に置き換えられたこと（「差」の部分に含まれる）が主な要因となっている。

図1 「その他」要因のGDPへの影響



(出典)「平成27年度国民経済計算年次推計(支出側系列等)(平成23年基準改定値)の参考資料における「その他」に関する補足について」2017.12.22, 表6. 内閣府ウェブサイト <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/gaiyou/pdf/point20161208_2_add.pdf> を基に筆者作成。

建設部門の産出額の推計方法の見直しは、麻生太郎政権時の2009年3月に閣議決定された第I期基本計画で実施が明記され⁽²⁷⁾、安倍政権時の2013年6月に内閣府から技術的検討状況の資料⁽²⁸⁾が発表されている。新しい産業連関表に基づく推計値に置き換えることは、基準改定で常時行われることであり、上方改定されることも下方改定されることもある。最近年のQE

(23) 得能雅之「GDPの値はなぜ改定されるのか」『季刊国民経済計算』No.134, 2007.12, pp.1-6. <<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq134/snaq134b.pdf>>

(24) 明石順平『アベノミクスによるしく』集英社インターナショナル, 2017, pp.73-98.

(25) 「ネット騒然「かさ上げか」 GDPの実像、政策論争に一石」『日本経済新聞』(電子版) 2017.10.19.

(26) 「平成27年度国民経済計算年次推計(支出側系列等)(平成23年基準改定値)の参考資料」2016.12.8. 内閣府ウェブサイト <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/gaiyou/pdf/point20161208_2.pdf>; 「平成27年度国民経済計算年次推計(支出側系列等)(平成23年基準改定値)の参考資料における「その他」に関する補足について」2017.12.22. 同 <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/gaiyou/pdf/point20161208_2_add.pdf>

(27) 具体的な措置・方策等は「コモ法[コモディティ・フロー法]の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。」(「公的統計の整備に関する基本計画」(平成21年3月13日閣議決定) p.39. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000283571.pdf>) の第2文にある。実施時期は「平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。」(同)とされており、次々回基準改定である平成23年基準改定で実施された。[]内は筆者補記)

の推計値が年次推計に置き換えられることも毎年行われることであり、この場合も上方改定されることも下方改定されることもある。年次推計では、QEとは推計手法が異なることもあり、大きな変更が生じることがある（計数が改定されることの課題はⅢ.5節で後述する）。

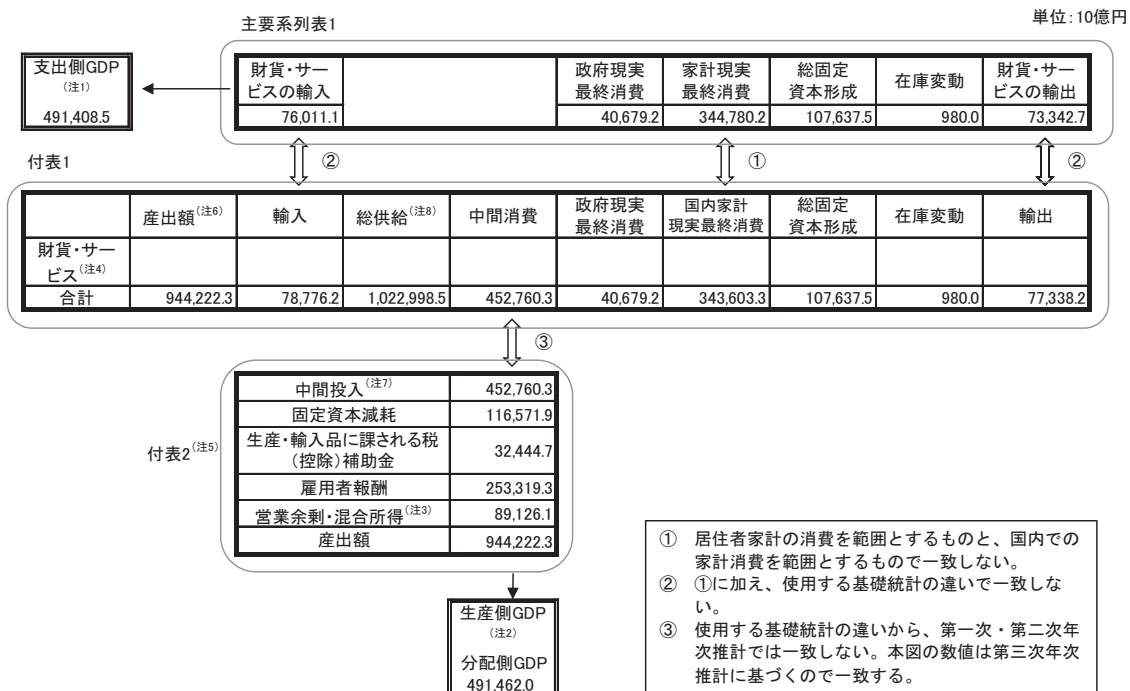
3 平成23年基準改定での推計手法の変更

(1) GDP推計の手順

以上でGDPに影響を与える変更を取り上げたが、その他の変更として、産業（経済活動別）分類を国際標準産業分類（ISIC Rev.4）とできる限り整合的となるように見直したことや、「供給・使用表の枠組み活用」がある。供給・使用表をめぐる変更はJSNAの推計手法の骨格に関わり、今後の重要な取組にも密接に関連するので、GDPの推計手順とともに、ここで取り上げる。

GDPを推計するには、生産側GDP、支出側GDP、分配側GDPの3種類の接近方法がある。概念的にはこれらで得られる数値は等しく、「国民所得の三面等価」と呼ばれるが、実際には別の資料から推計されることから、推計値は一般に一致しない。平成23年基準改定以前のJSNAは、支出側GDPをGDPの推計値としている。以下、その推計手順を説明する（図2）。

図2 支出側GDP、生産側GDP、分配側GDPの関係（2011年）



(注1) 支出側GDPは、主要系列表1の支出項目から求められる。主要系列表1の計数は、「財貨・サービスの輸入」、「財貨・サービスの輸出」以外は付表1による。

(注2) 生産側GDPは、付表2での「産出額-中間投入」で求められる。

(注3) 「営業余剰・混合所得」は、分配側GDPが生産側GDPと一致するように残差として求められる。

(注4) 付表1には生産物別の計数が示されているが、本図では合計額のみ示し、生産物（財貨・サービス）別の欄は空白としている。

(注5) 付表2には産業別の計数が示されているが、本図では合計額のみ示し、産業別の欄は省略した。

(注6) 「産出額」は産業別・生産物別の計数（V表、生産者価格表示）が『国民経済計算年報』付表4に示されている。

(注7) 「中間投入」は産業別・生産物別の計数（U表）が『国民経済計算年報』付表5に示されている。

(注8) 「総供給」は左側の「産出額+輸入」と同時に、右側の「中間消費」から「輸出」までの和である。（出典）内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算年報 平成28年度』2018.5を基に筆者作成。

(28) 葛城麻紀「建設コモディティ・フロー法」の見直しについて『季刊国民経済計算』No.151, 2013.6, pp.33-40.
 <<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq151/snaq151d.pdf>>

支出側 GDP は、JSNA の主要系列表 1 「国内総生産（支出側、名目）」にある

$$\text{支出側 GDP} = \text{政府現実最終消費} + \text{家計現実最終消費} + \text{総固定資本形成} + \text{在庫変動} + \text{財貨・サービスの輸出} - \text{財貨・サービスの輸入}$$

の形で推計される。市場生産者（企業）については、この推計の前段階として、コモディティ・フロー法と呼ばれる方法が用いられる。これは、まず生産物別に

$$\text{産出額} + \text{輸入} - \text{輸出} = \text{国内総供給}$$

によって国内総供給を求め、これを

$$\text{国内総供給} = \text{中間消費} + \text{政府現実最終消費} + \text{国内家計現実最終消費} + \text{総固定資本形成} + \text{在庫変動}$$

のように配分する⁽²⁹⁾。この配分比率は原則として、基準年の産業連関表により求めたものを固定して用いる。この配分比率が変化すると推計に誤差が生じるため、①品目を詳細に分類する、②一部の品目については別の基礎統計により比率を変える、ことを行っている⁽³⁰⁾。商品の分類は、年次推計では 2,100 以上、四半期推計では 91 以上⁽³¹⁾である。非市場生産者である一般政府と対家計民間非営利団体は、それぞれの会計情報等により、必要な項目を推計する。その結果は、JSNA の付表 1 「財貨・サービスの供給と需要（名目）」に示されている。

コモディティ・フロー法（付表 1）では「国内」での家計消費が推計されているが、主要系列表 1 での支出側 GDP では「居住者」家計の消費が記録される⁽³²⁾。そこで、付表 1 が主要系列表 1 に転換される際には、非居住者の国内での消費が家計消費から輸出に移され、居住者の外国での消費が輸入から家計消費に移される。

さらに支出側 GDP では、コモディティ・フロー法による輸出・輸入の計数を用いず、国際収支統計から輸出入を推計するため、上記の消費地と居住地の扱いの違い以外の計数のずれが生じる⁽³³⁾。

(29) 説明の便宜上、これらの項目は「購入者価格」で表示されているものとする。購入者価格の意味と価格表示に関する課題は、後述する（Ⅲ.4 節）。

(30) 田原慎二「JSNA 体系内の純輸出の整合性向上に向けて」『季刊国民経済計算』No.155, 2014.10, pp.79-93. <<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155f.pdf>>

(31) 基本的には年次推計でのコモディティ・フロー法での 91 品目分類を用いているが、一部の分類は細分化しているので、全体では 91 超となる。内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）平成 23 年基準版」2016.11.25（2018.11.30 改訂）。<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/kaisetsu_q_20181130.pdf> には正確な数の記載はない。

(32) 国際収支統計も居住者に着目して取引を記録するので、主要系列表 1 の扱いと整合的である。

(33) 詳しくは、以下のとおりである。コモディティ・フロー法は、国際収支統計のみを基礎資料とできず、貿易統計と独自推計も使われている。貿易統計は税関を通過する際の価額で記録されるので、輸出は運賃・保険料を含まない F.O.B. (Free on Board) 建て、輸入は運賃・保険料を含む C.I.F. (Cost Insurance and Freight) 建てとなる。国際収支統計と SNA の一般貿易収支では、所有権が移転した時点で輸出入を記録するので、輸入も F.O.B. 建てで記録される。運賃・保険料のうち外国の居住者によるものをサービス収支で記録し、国内事業者によるものは国内産出額で把握されるので除外する。国際収支統計では貿易統計の C.I.F. 建てを F.O.B. 建てに調整するが、商品分類が細かいコモディティ・フロー法では国際収支統計の計数をそのまま用いることができず、独自に調整を行っている。

一方、生産側 GDP は、市場生産者については付加価値法と呼ばれる方法によって推計される。これは、

$$\text{生産側 GDP} = \text{産出額} - \text{中間投入}$$

のように推計され、JSNA の附表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」の中に示されている。非市場生産者は、それぞれの会計情報等により、必要な項目を推計する。産出額は、コモディティ・フロー法での国内総供給で用いられたものと同じである。しかし、中間投入は産業連関表等の別の統計より求められているため、支出側 GDP との乖離が生じる。支出側 GDP での中間消費と生産側 GDP の中間投入は、概念上は同じものである。しかし、推計に使用する統計が異なるために、両者の値が違い、別の名称で呼ばれている。中間消費と中間投入の差は、支出側 GDP と生産側 GDP の差である「統計上の不突合」の1つになる。

もう1つの統計上の不突合は、純輸出の差によって生じる。生産側 GDP で使用する産出額は、コモディティ・フロー法での「中間消費+政府現実最終消費+国内家計現実最終消費+総固定資本形成+在庫変動+純輸出」に等しい。ところが、支出側 GDP の背景にある産出額では、上述のとおり純輸出が国際収支統計から推計された別の数値となる。この差も、統計上の不突合となる。

分配側 GDP の項目は、

$$\text{分配側 GDP} = \text{雇業者報酬} + \text{営業余剰} \cdot \text{混合所得} + \text{固定資本減耗} + \text{生産} \cdot \text{輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

と表される。このうち、基礎統計を用いて営業余剰以外の各項目が推計され、分配側 GDP が生産側 GDP と一致するように、営業余剰が残差として求められる。したがって、分配側 GDP と生産側 GDP の間には統計上の不突合の項目はなく、支出側 GDP との間に生産側 GDP と同様の統計上の不突合が存在することになる。

(2) 供給・使用表の枠組み活用による統計上の不突合の解消・縮小

上述のとおり、これまでの JSNA では純輸出と中間消費の2項目の推計の違いが「統計上の不突合」に表れていた。今回の改定では、純輸出については、コモディティ・フロー法での調整法を国際収支統計のそれに近づけることによって、乖離を縮小させる変更がされている⁽³⁴⁾。

一方、中間消費の不一致については、平成23年基準改定で供給・使用表(Supply and Use Table: SUT)を使用した推計(SUT バランス法⁽³⁵⁾)を取り入れることで、第三次年次推計から解消するようにした(第一次・第二次年次推計では、中間消費の不一致が生じ、統計上の不突合となる)。

供給・使用表は、93SNA で導入された概念で、GDP 及び産業連関表の推計の基礎になるものと位置付けられている。供給・使用表は、表の縦に生産物を取り、供給(国内での産出額、輸入)と使用(消費、投資、輸出)の計数を把握するものである。供給表では、国内の産業を横に、そ

(34) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 前掲注(2)

(35) 吉岡徹哉・鈴木俊光「供給・使用表(SUT)の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合」『季刊国民経済計算』No.160, 2016.9, pp.11-28. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq160/snaq160_c.pdf>

の産業がどの生産物を産出したのかを縦に示した経済活動別財貨・サービス産出表（転置V表）が作成される⁽³⁶⁾。また使用表では、国内の産業を横に、その産業がどの生産物を投入したのかを縦に示した経済活動別財貨・サービス投入表（U表）が作成される。コモディティ・フロー法は、供給・使用表を作成する手法の1つであり、図2にある付表1の部分は、供給・使用表の縮約された姿でもある。

供給・使用表を使用した推計では、同じ項目について複数の基礎統計より計数が得られるときに、いずれかをとる、基礎統計を組み合わせる計数を推計する、等の方法で、より精度の高い計数を得ようとする。平成23年基準改定では、第三次年次推計の段階でコモディティ・フロー法による中間消費と付加価値法による中間投入を一致させる手順が採用されることになった。

つまり平成23年基準改定での推計方法と改定前の推計方法との違いは、支出側GDPの推計に利用する基礎統計のみからGDPを推計するのか、支出側GDPと生産側GDPの推計に利用する基礎統計を合わせてGDPを推計するのかの違いである。それぞれの統計による実体経済の把握が不完全であれば、多面的な統計を活用する方が精度の向上が期待できる。この観点から、供給・使用表を利用した推計が有用とされる⁽³⁷⁾。

ただし、2008SNAへの準拠の観点からは、JSNAでの供給・使用表の扱いには、まだ課題があり、Ⅲ.3節で「供給・使用表体系への移行」の取組として取り上げる。

Ⅲ 今後の取組

1 2008SNAに対応していない項目

JSNAには、2008SNAには対応していない部分が存在する。平成23年基準改定では、93SNAへの対応と2008SNAへの対応について、11項目が「基本的に対応していないもの」と整理されている（本稿末尾の別表）。このうちの4項目は、国民経済計算次回基準改定に関する研究会での検討の結果、平成23年基準改定で対応が困難とされた5項目に含まれていたものである（別表のⅢ.12, IV.10, 12, Ⅶ.14）⁽³⁸⁾。

11項目がSNAに対応していない理由には、いずれも「基礎統計の制約」が挙げられている。現状からの一層の2008SNAへの対応には、基礎統計がJSNAの作成に合致した形で整備されることが必要とされている。言い換えれば、これまで基礎統計側でSNAへの対応の配慮がされていなかったことになる。

このほかにも「概ね対応しているもの」、「一部対応しているもの（今後対応予定のものを含む）」と分類されているものの中にも、JSNAが取り組まなければいけない課題が存在する。

2 GDP統計改善工程表

「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）は、経済統計の整備・改善

⁽³⁶⁾ JSNAの付表4として公表されている。

⁽³⁷⁾ Eurostat, *Eurostat Manual of Supply, Use and Input-Output Tables*, 2008 edition, 2008, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, p.18. <<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3859598/5902113/KS-RA-07-013-EN.PDF>>; 「2008改訂 国民経済計算の体系」前掲注(8), pp.891-892.

⁽³⁸⁾ 残りの1項目は、「官民パートナーシップ事業として創設された固定資産については、民間部門と政府部門のどちらがリスクと報酬の多くを引き受けたかにより判断する。」であるが、「国際基準で具体的な指針が整備されていないもの」と整理された。

に向けた喫緊の課題の解決や、統計委員会（総務省）・統計行政部門の強化を進めるため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を 2017 年中に見直し、新たな統計整備方針を確立することとした⁽³⁹⁾。これを受けて、2018 年度から新たな 5 か年の計画（第Ⅲ期）が 1 年前倒しでスタートした⁽⁴⁰⁾。この計画では、国民経済計算の位置付けについて、従来の計画を踏襲して、「国民経済計算は、国際基準にのっとり、一国全体の経済の動向をフロー及びストックの両面から包括的かつ整合的に記録するものである。より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況のふかみや国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供するという役割を有している。」としている。そして、従来の計画での基礎統計との関係は「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」（第Ⅰ期）⁽⁴¹⁾という位置付けであったものが、第Ⅲ期計画では、「統計改革の基本方針」が「正確な景気判断のための GDP 統計を軸にした経済統計の改善」⁽⁴²⁾を具体的な取組に掲げたのを受けて基礎統計との関係を一步進め、「国民経済計算を軸として経済統計の改善を図る、すなわち、国民経済計算の精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備する」との考え方を示している⁽⁴³⁾。そして、2017 年 2 月に統計委員会において国民経済計算体系的整備部会が設置され、さらにその下部に SUT タスクフォース、QE タスクフォースが置かれた。

また、基本計画を踏まえての内閣府の取組を整理した「GDP 統計改善工程表」が作成されている。多数の取組項目が掲げられているが、大きな項目のみを示すと表 4 のようになる。以下では、供給・使用表、基本価格表示、四半期推計の課題への今後の取組を詳しく取り上げる。

表 4 GDP 統計の改善に向けた取組

1	より正確な景気判断に資する四半期別 GDP 速報（QE）の精度改善等 支出側 QE の精度改善 QE の内容充実（新たな四半期系列の作成）
2	現行の GDP 統計に十分反映されていない分野の新たな取込み等 総固定資本形成、固定資産の範囲拡充 計測が困難なサービス分野を中心としたデフレーターの推計精度の向上 その他サービス統計全般の内容充実、産業連関表と SNA の整合性向上
3	供給・使用表（SUT）体系への移行を通じた産業別付加価値のより正確な把握 SUT 体系への移行 年次推計におけるサービス分野等の推計改善
4	利用者視点に立った統計の作成・公表の強化

（出典）内閣府経済社会総合研究所「GDP 統計改善工程表」2017.5.19（最終更新 2018.3.22）.
<http://www.esri.go.jp/jp/esri/statistical_reform/gdp_kaizenkoutei.pdf> を基に筆者作成。

(39) 「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）p.3. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/1221_2/shiryo_04.pdf>

(40) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）p.8. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000536501.pdf>

(41) 同上, p.10.

(42) 「統計改革の基本方針」前掲注(39), p.2.

(43) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」前掲注(40) 各種の経済統計の整備については、「基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実」、「経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等」、「国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化」の 3 項目にまとめている。

3 供給・使用表体系への移行

JSNAの基準年推計の課題としては、産業連関表の扱いがある。国際基準では産業連関表はSNAに取り込まれていて、SNA体系と整合的に作成されるものとされている。現在の体系では供給・使用表を基に、産業連関表を作成することが標準的な手続となっている。しかし、我が国では産業連関表はJSNAとは別の体制で10府省庁の共同事業によって作成されている⁽⁴⁴⁾。我が国の産業連関表はSNAと整合的でない部分があるが、内閣府でできる限りSNAに整合的になるように組み替えて、SNA産業連関表を作成し、これと供給表中のV表から使用表中のU表を作成している。つまり、産業連関表と供給・使用表の作成手順が国際基準と逆になっている。

欧州統計局の供給・使用表と産業連関表のマニュアル⁽⁴⁵⁾では、使用表の推計手法としては、投入側推計と産出側推計(コモディティ・フロー法)の2種類の 방법이説明されている⁽⁴⁶⁾。投入側推計は、主に投入調査を用いるものである。このマニュアルでは、投入側推計を主たる推計方法に位置付け、コモディティ・フロー法は産業の投入構造が把握できていない国での補完的な方法として整理されている⁽⁴⁷⁾。

使用表を作成するにはどのような財・サービスが生産過程に投入されるかの情報が必要であり、そのための調査は回答者の負担が重くなるため、精度の高い調査を実施することが課題である。さらに我が国では、1つの生産物を生産する「アクティビティ」の投入構造を表す産業連関表の作成のために投入調査が行われており、アクティビティに分割した投入額を回答することを求めている。しかし、実際の事業所の多くは複数の生産物を同時に生産しており、アクティビティに分割することが難しく、正確に回答しにくいとともに、回答負担が重くなることで回収率も低下していることが課題となっている⁽⁴⁸⁾。供給・使用表では事業所単位での投入構造を表すため、使用表を作成するための調査では回答者が投入額をアクティビティに分解する必要はなく、回答者の事業全体での回答を可としている。SNAで産業別の生産側GDPを推計する際には、この情報で十分であり、産業連関表の作成に必要なアクティビティ別の投入構造を求めるのは、統計作成当局の役割となる。

供給・使用表から産業連関表を作成する手順とすることへの対応については、以下の2つの問題がある⁽⁴⁹⁾。

第1に、現状の基礎統計では、主業については生産物を細分化した情報があるが、副業別の生産物内訳が調査されていない。生産物別の産出額は、使用表を産業連関表に変換する際に必

(44) 10府省庁は総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。

(45) 供給・使用表と産業連関表はSNAの一部であり、SNAマニュアルに記載されているが、関連する事項に関する様々なマニュアルが作られており、これはその1つである。

(46) Eurostat, *op.cit.*(37)

(47) *ibid.*, pp.128, 132-133.

(48) 清水雅彦・宮川幸三「日本の産業連関表について—基本表と供給・使用表の関係—」『産業連関』Vol.16 No.3, 2008.10, pp.41-56. <<https://doi.org/10.11107/papaios.16.41>>; 菅幹雄「産業連関表作成のための特別調査(投入調査)の現状」『産業連関』Vol.17 No.3, 2009.10, pp.30-40. <<https://doi.org/10.11107/papaios.17.30>>; 宮川幸三「投入調査の改善に向けた提言—鉱工業投入調査票の試作—」『産業連関』Vol.17 No.3, 2009.10, pp.41-56. <<https://doi.org/10.11107/papaios.17.41>>

(49) 清水・宮川 同上; 山岸圭輔「SNAのより正確な理解のために—SNAに関し、よくある指摘について—」『季刊国民経済計算』No.162, 2017.7, p.54. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq162/snaq162_d.pdf>

要な情報である。現在の GDP 統計改善工程表では、2021 年の「経済センサス－活動調査」から、副業の生産活動をより正確に把握することを目指している。

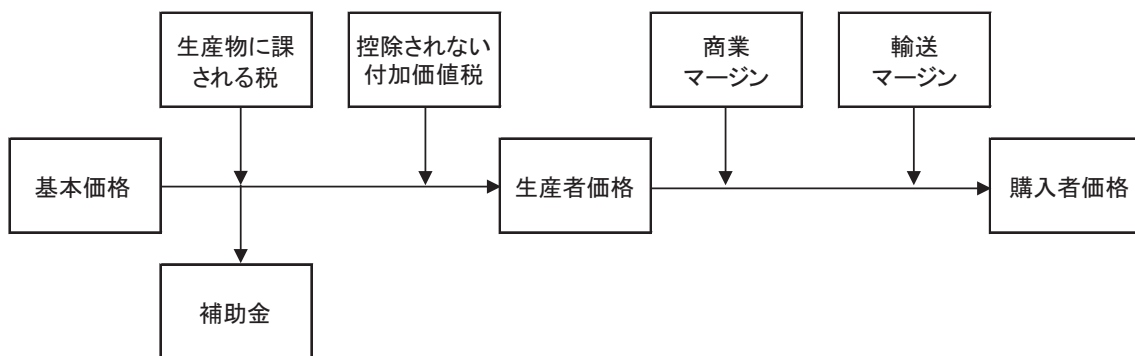
第 2 に、現在の産業連関表と JSNA で利用されている産業分類が、使用・供給表から産業連関表への変換に十分対応できていない。産業内の投入構造が同質的でないと使用・供給表から変換された産業連関表の投入係数⁽⁵⁰⁾が不安定になるおそれがある。JSNA、産業連関表と多くの基礎統計が準拠する日本標準産業分類は、分類の基準の第 1 に生産される財・サービスの用途・機能が挙げられており、生産技術に着目した分類は不徹底である。このような観点からの産業分類の見直しを 2019 年度から開始し、2023 年度に新しい産業分類を作成する見通しである。これを利用した経済センサスは 2026 年に実施が予定され、それに基づく 2025 年の供給・使用表が遅くとも 2029 年度に公表される予定である。まだ作成されていない 2020 年の産業連関表で間に合わないほど長期の移行期間を要するのは、この問題があるからである。

4 消費税の扱いと基本価格表示

(1) 消費税の扱いと消費税増税の影響

JSNA での消費税の取扱いは、2008SNA 以前から国際基準に沿っていなかった。我が国の消費税は、課税事業者が売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した額を納税する、多段階型付加価値税 (VAT) である。SNA で使われる価格表示である基本価格、生産者価格、購入者価格の中で、多段階型付加価値税は以下のように位置付けられている。まず、生産者が生産物の販売により受け取る価格が基本価格であり、需要者が商品の購入で支払う価格が購入者価格である。この 2 つの価格の間には、生産物に課される税と生産物に対する補助金、商業・運輸マージンがある。基本価格に税を加え、補助金を控除したものが生産者価格であり、それに商業・運輸マージンを加えたものが購入者価格となる (図 3)。

図 3 SNA での基本価格、生産者価格、購入者価格の取扱い



(注) SNA の定義上、「生産物に課される税」は付加価値税を含むが、図では説明の便宜上、付加価値税とその他の生産物に課される税を分離して示している。

(出典) Eurostat, *Eurostat Manual of Supply, Use and Input-Output Tables*, 2008 edition, 2008, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, p.91, Figure 4.3. <<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3859598/5902113/KS-RA-07-013-EN.PDF>> を基に筆者作成。

課税事業者が中間消費と投資に対して支払った消費税は、事業者が納税する消費税の計算では控除される。これは購入者が実質的に支払うものではないので、購入者価格には含まれない (なお、非課税事業者の支払う中間投入と投資に係る消費税は控除されないが、以下では非課税事業者の

⁽⁵⁰⁾ 生産額当たりの各原材料の投入額。

存在は捨象して説明する)。消費者と政府の支出に係る消費税は、購入者価格に含まれる。以上がSNAの取扱いであり、基本価格と生産者価格の間にある控除されない消費税を集計すれば、政府の消費税の収入額となる。

ところが、JSNAでは、基本価格での表示は行われておらず、『国民経済計算年報』の用語解説にも含まれていない。また、消費税の取扱いは「修正グロス方式」によるとして、控除される消費税も購入者価格と生産者価格に含んでいるところが、2008SNAと異なっている⁽⁵¹⁾。

取引をすべて消費税込で評価してしまうと、2008SNAの取扱いと比較して、中間消費と総資本形成には、控除される消費税が含まれてしまう(表5)。生産側GDPを「産出額(消費税込)－中間投入(消費税込)」で計算すると、民間総資本形成に係る消費税は実際にはGDPには含まれないのに含まれてしまう。このため、JSNAの付表2で示されるように、「総資本形成に係る消費税」を控除して、生産側GDPを求めている。

表5 消費税のSNAとJSNAでの扱い

	中間消費	政府現実 最終消費	家計現実 最終消費	総固定 資本形成	在庫変動	輸出
SNA	税抜	税込	税込	税抜(企業) 税込(政府)	税抜	免税
JSNA	税込					免税

(注) 説明の便宜上、企業は課税事業者であると単純化してある。
(出典) 筆者作成。

JSNAが消費税込価格で取引を記録するのは、産業連関表を始めとする基礎統計が消費税込価格での取引を調査しているためである。消費税の扱いについての国際基準からの乖離は93SNAから生じていて、産業連関表でも国際基準との調和は長年にわたって図られていない。最近の作成作業においても、「消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成27年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。」⁽⁵²⁾とされた。これに対して、2008SNAマニュアルでは、このような方式の難点として、「それが企業によって実際に支払われたVATの額を反映しない程度に応じて、経済の現実を歪めているという議論が可能である。インボイスされたVATの多くの部分は控除可能であり、したがって、それは理論上あるいは推定上の租税債務を表わすにすぎない。」⁽⁵³⁾ことを指摘している。

(51) 修正グロス方式とは、「まず『産業連関表』と同様に、一部の例外を除き全ての商品は消費税を含んで出荷されるものとみなし、供給側、需要側ともに一度消費税を計上したグロスの値で流通経路に沿って推計する。その上で、別途推計した投資の過大評価分(総固定資本形成及び在庫変動について、課税事業者には前段階課税分の控除が認められる)を総固定資本形成及び在庫変動の合計額から控除し、一国の合計額としてはネット価格で記録するものである。」と説明されている。内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版」2017.3.24(2018.3.8改訂)、pp.16-17。<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/kaisetsu_a_20180308.pdf>

(52) 産業連関部局長会議「平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱」2017.8、p.18。<http://www.soumu.go.jp/main_content/000506817.pdf>

2008SNA マニュアルでは、もう1つの難点として、企業会計と基礎統計は通常、税抜方式で記録・調査されていることを挙げている。我が国の企業会計での消費税の扱いは税込方式と税抜方式が認められており、税込方式を用いる企業が多いので、このSNA マニュアルの指摘は我が国では当てはまらない。ただし、2008SNA マニュアルの趣旨を企業会計と統計調査を調和させるものと考えれば、我が国の調査には課題があった。

例えば、2015年までの「工業統計調査」の調査票では、有形固定資産額、在庫額には消費税込みか消費税抜きかのどちらで記入するかを選択できるが、収入・費用の金額は消費税を含んだ金額を回答するように求めている。

基礎統計が税込方式で調査されていると、税抜方式を採用している企業は帳簿の金額を消費税込に換算する不便を強いられる。仮に税抜方式の帳簿の金額が記入されてしまうと、基礎統計の集計では税込方式の金額と扱われてしまい、その企業の生産に係る消費税を算入しないことでGDPを過小に推計してしまう。また、消費税が増税されたときは、税抜方式で回答した企業の生産に係る消費税の増税分が算入されていないので、GDP成長率が過小に推計されることになる。消費税が5%から8%に増税された2014年度に、この現象が起きた可能性が指摘されている⁽⁵⁴⁾。上述のとおり、分配側GDPは生産側GDPに一致するように営業余剰・混合所得が残差として求められているが、日本銀行はこれを法人企業統計等の基礎資料から推計することで、支出側GDP・生産側GDPとは独立に分配側GDPを推計した。この分配側GDPは、2014年度に現行GDPとの乖離が大きくなった⁽⁵⁵⁾。分配側GDPの推計手法は消費税の記録方式の影響を受けないので、2014年度のみに生じる乖離を説明する要因として、現行GDPの当該年度の過小推計が疑われるのである⁽⁵⁶⁾。

2016年の経済センサス－活動調査の調査票では、収入・費用の金額は、消費税込みか消費税抜きかのどちらで記入するかを選択できるようになった。2017年以降の工業統計調査も同様に両方式を選択できるようになっている。現在は、基礎統計で税込方式と税抜方式の回答を選択できるよう徹底する取組がされている。

(2) 基本価格表示

産業別の生産性を見るときには、税と補助金の影響を受けない基本価格表示の生産側GDPが適当な指標となる。JSNAが基本価格表示でないことは、国際比較を難しくしている。基本価格表示とするには、基本価格に含まれない「生産物に課される税」と基本価格に含まれる「生産に課されるその他の税」を区別しなければいけない。JSNAでは、我が国の税を表6のように分類しているが、基礎統計では通常、区別されていない。

53) 「2008改訂 国民経済計算の体系」前掲注(8), p.332. <<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/pdf/chapter6.pdf>> 引用文中の「理論上あるいは推定上の租税債務」の原文は「notional or putative tax liabilities」であり、「架空の、あるいはそれらしい租税債務」というニュアンスである。

54) 関根敏隆「母集団情報の把握と消費税調整の重要性—税務データを用いた分配側GDPの試算を踏まえて—」(統計委員会基本計画部会委員配布資料) 2016.7.26. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000436749.pdf>

55) 藤原裕行・小川泰克「税務データを用いた分配側GDPの試算」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.16-J-9, 2016.7. <https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2016/data/wp16j09.pdf>

56) 同上は2014年度までの推計であるため、2014年度以降の成長率を確認できない。2015年度まで分配GDPを推計した後続研究では、2015年度の成長率の乖離は2014年度よりも縮小している(山岸圭輔「法人企業統計を用いた営業余剰の推計—「税務データを用いた分配側GDPの試算」による手法の考察—」『季刊国民経済計算』No.163, 2018.8, pp.61-75)。

表6 生産・輸入品に課される税の内容

2008SNA の分類		国民経済計算における主な内容
生産物に課される税	付加価値型税	消費税、地方消費税
	輸入関税	関税、原油等関税
	その他	揮発油税*、地方揮発油税*、航空機燃料税*、石油ガス税*、石油石炭税*、酒税*、たばこ税*、たばこ特別税*、道府県たばこ税*、市町村たばこ税*、不動産取得税、日本中央競馬会納付金*、預金保険機構納付金*、ゴルフ場利用税*、自動車取得税の1/2、軽油引取税*
生産に課されるその他の税		印紙収入、電源開発促進税*、自動車重量税の1/2、自動車税の1/2、軽自動車税の1/2、賦課金収入、特別とん税*、とん税*、納付金、鉦区税*、鉦産税*、固定資産税、特別土地保有税、法定外普通税、法定外目的税、目的税、発電水利使用料*、収益事業収入、固有提供施設等所在市町村助成交付金

(注1) 自動車重量税、自動車税、軽自動車税および自動車取得税については、家計負担分は直接税、それ以外の負担分は間接税になるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。

(注2) 上記中、「*」の税については、負担産業が明らかであることから、該当産業に配分。

(注3) 注2以外の税については、負担産業が明らかでないことから、各種統計、当該年のGDP比率等を用い、それを指標として各産業に配分。

(出典) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版」2017.3.24(2018.3.8改訂)、p.53、表3-3。<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/kaisetsu_a_20180308.pdf>

例えば、経済センサス-活動調査でこれらの税を知り得る回答項目は「租税公課」であり、回答の記入要項に、

- 「・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。
- ・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。
- ・収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。
- ・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。」⁽⁵⁷⁾

との説明がある。基本価格に含まれない消費税と基本価格に含まれる固定資産税、自動車税、印紙収入が合計で調査されているため、この統計調査から基本価格を求めることを困難にしている。

5 四半期推計

(1) 内容拡充

JSNAの四半期系列は、QEでの系列と年次推計での四半期系列との2種類がある。前者は、速報性のニーズに応えるために年次推計とは別に推計されて、1次速報と2次速報が発表される。後者は、年次系列を四半期に分割したものであり、年次推計発表時にQEの系列と置き変わる。

QEで推計されているのは、コモディティ・フロー法によって推計された支出側GDPの各項目と、分配側GDPの1項目である「雇用者報酬」のみである。分配側GDPについては、ニーズの高い家計可処分所得、貯蓄系列の整備が優先的に進められており、GDP統計改善工程表では、

⁽⁵⁷⁾ 「平成28年経済センサス-活動調査-調査票の記入のしかた」p.10. 総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/pdf/shikata12.pdf>>

家計可処分所得や貯蓄の四半期速報に係る推計手法を開発し、参考系列として公表開始（2018年度中）することにより、多面的な景気判断に寄与する旨が記されている⁽⁵⁸⁾。その次に生産側 GDP、分配側 GDP の推計が取組に挙げられている。

(2) 精度改善

また、支出側 GDP では精度の改善に関する基礎統計の改革が GDP 統計改善工程表に入っている。以前の QE では「家計調査」、「法人企業統計四半期別調査」等の支出の需要側からとらえた統計を主に利用して支出側 GDP を推計していた。年次推計では生産統計等の支出の供給側からの統計を主に利用しており、両者の依拠する統計の違いにより、QE から年次推計での四半期系列に置き換わる際に大きく変更されることがあった。このため 2002 年 8 月からは、供給側統計をより活用し、需要側統計と総合的に用いる推計手法に変更された。両統計をどのような比率で併用して精度改善を図るかは、現在も引き続き検討が進められている⁽⁵⁹⁾。

多くの供給側統計が早期に集計されることから、2002 年 8 月には 1 次速報の発表が約 1 か月前倒しされ、現在の発表体制となった。速報性は高まったものの、1 次速報と 2 次速報で計数が大きく変更されることがあり、統計の正確性についての疑問が呈されることもあった。現行では、民間企業の投資（民間企業設備、民間在庫品増加）の推計に利用される法人企業統計四半期別調査の集計が 1 次速報の推計時には間に合わず、他統計によって仮置き値を推計した後、2 次速報で置き換えられている。仮置き値と法人企業統計四半期別調査による推計値が乖離するときに、速報間で大きな変更が生じることが知られている⁽⁶⁰⁾。この解決は容易ではないが、法人企業統計四半期別調査の調査方法を改善して集計を早める手段等が検討されている。

(3) 月次推計

速報を期待する利用者には月次 GDP の需要もある。我が国では民間の研究機関である日本経済研究センターが月次 GDP を推計し、公表しているが、カナダのように公式の月次 GDP 推計を公表している国もある⁽⁶¹⁾。

月次 GDP の基礎統計となるのは、月次で実施される動態調査である。我が国でこれに対応するものとして、「経済産業省生産動態統計調査」、「サービス産業動向調査」、「特定サービス産業動態統計調査」等があり、QE1 次速報でも使われている。頻度の高い調査では経済センサスや年次調査に比べて調査項目が限定されるが、産出額から基準年推計で求めた産出・投入比率を利用して推計した投入額を控除して付加価値額（生産側 GDP）を求める手順を基本とする。第Ⅲ期基本計画の「国民経済計算を軸として経済統計の改善を図る」取組が月次統計調査でも

⁽⁵⁸⁾ 内閣府経済社会総合研究所「GDP 統計改善工程表」2017.5.19（2018.3.22 改訂）。<http://www.esri.go.jp/esri/statistical_reform/gdp_kaizenkoutei.pdf>

⁽⁵⁹⁾ GDP 統計改善工程表において 2018 年末に反映するとされている作業では、家計消費について、年次推計と同様に供給側統計のみを用いる項目（共通推計項目）を拡充し、供給側統計と需要側統計を併用する項目（並行推計項目）の比率を再推計した系列を 2018 年 7～9 月期 2 次速報より公表した。内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2018（平成 30）年 7-9 月期 GDP 速報（2 次速報値）～ポイント解説～」2018.12.10, p.4. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2018/qe183_2/pdf/qepoint1832.pdf>。

⁽⁶⁰⁾ 権田直「四半期別 GDP 速報について—その位置付け、特徴、最近の取組—」『季刊国民経済計算』No.160, 2016, 9, pp.1-9. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq160/snaq160_b.pdf>

⁽⁶¹⁾ 高田悠矢ほか「分配側 GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」『季刊国民経済計算』No.155, 2014.10, p.122. <<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155h.pdf>>

進展すれば、月次 GDP 推計の基盤が整うことが期待される。

IV その他の課題

1 基礎統計の不備の影響—毎月勤労統計の事例—

JSNA は基礎統計を使った加工統計であるので、基礎統計が不正確であれば、JSNA の精度にも影響を与える。雇用保険給付等の過小給付にもつながった毎月勤労統計の不正調査も JSNA に影響を与えた（毎月勤労統計の問題の調査は本稿執筆時点 [2019 年 2 月 1 日] で継続中であるが、以下の記述はこれまでに判明した事実に基づく）⁽⁶²⁾。

JSNA に影響を与えたのは、2004 年から 2017 年までの東京都の 500 人以上の事業所の扱いである⁽⁶³⁾。従前は 500 人以上の事業所は全数調査するとされていたところ、2004 年に東京都の一部の産業の事業所が抽出調査に変更された。この変更には、2つの問題があった。1つは、変更が届出・発表されず、外部には全数調査されているという説明になっていたことである。もう1つは、全数調査を前提としていた集計プログラムを改修しなかったため、抽出調査では不適切な集計方法となってしまう、全国平均の賃金が過小推計されてしまったことである。抽出された標本は母集団に比べて数が少ないため、抽出率の逆数を乗じて加重和をとることで母集団に合った数値を復元する処理が求められる。ところが、従前は規模別・産業別では標本の抽出率がすべて同じである設計であることを前提として、抽出率を用いずに単純和を求める計算手順となっていたプログラムを変更せずに用いてしまった⁽⁶⁴⁾。2018 年に毎月勤労統計の標本の入替方法が変更された際に、プログラム改修がされて、東京都の事業所についても適切な集計がされることになった。したがって、2004 年から 2017 年まで賃金の高い東京都の 500 人以上の事業所が全体の中で本来よりも少ない割合で集計され、賃金が低く推計されてしまった。ただし、2つの問題のうちの前者は、2018 年末に不正調査の問題が発覚するまで続いていた。

基礎統計を利用する JSNA にとっては、2004 年から 2017 年までの賃金の過小推計が問題となる。これは毎月勤労統計の賃金を利用して算定する雇用保険給付等にとって問題が生じたことと同種の問題である。毎月勤労統計は JSNA での雇用者報酬の推計に用いられ、雇用者報酬は GDP の一部であるから、GDP に影響を与えそうにも見える。しかし、上述した現行の推計手順では支出側から GDP が推計されるので、雇用者報酬は GDP の推計には用いられず、実は GDP の数値には影響はない⁽⁶⁵⁾。雇用者報酬の過小推計は、生産側 GDP との残差として計算される「営業余剰・混合所得」の過大推計をもたらす。内閣府は 2019 年 1 月 25 日より、雇用者報

⁽⁶²⁾ 本稿の視点は基礎統計を利用する加工統計の立場にあるので、統計行政の手続面での問題は本稿では評価はしない。

⁽⁶³⁾ 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」2019.1.22, pp.6, 16-18. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/10108000/000472506.pdf>>

⁽⁶⁴⁾ 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）「毎月勤労統計において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて（追加資料）」（第 130 回統計委員会資料 2-2）2019.1.17, p.5. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000594893.pdf>

⁽⁶⁵⁾ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「毎月勤労統計の再集計値公表を受けた平成 29 年度国民経済計算年次推計（フロー編）再推計結果について」2019.1.25, p.1, 注 2. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2019/pdf/announce_20190125.pdf>

酬とそれを使用している項目の再推計結果を順次発表した⁽⁶⁶⁾。

仮に、基礎統計を用いて営業余剰を推計することで分配面 GDP を推計し、生産面 GDP、支出面 GDP と合わせて調整を行っていたら、GDP の推計値にも影響が及んでいただろう。分配面 GDP の試算は上述の日本銀行だけでなく、内閣府も行っており、将来は実装される可能性がある。GDP という同一のものを計測しているときに、ある基礎統計に（不正に限らず）問題があると、ある推計値のみ他と違った動きをするという現象が起きて、基礎統計の問題点を発見できるチャンスがある。JSNA が基礎統計を活用して、相互チェックをする仕組みができれば、基礎統計の正確性の検証にも役立つことが期待される。II.2 節で触れたりビジョン・スタディ、III.4 節での消費税の扱い、III.5 節での QE の精度改善も広い意味でのそうした試みに相当する。

2 SNA の次期改定

国際連合は 2008SNA の採択後は各国への導入を働きかけてきたが、採択から 10 年を経過して、その改定作業が始動している⁽⁶⁷⁾。ISWGNA は 2018 年に、2008SNA マニュアル付録 4 で示された 34 の研究課題やその他の改定に関わる問題を検討するためのタスクフォース（Task Force on the SNA Research Agenda）を設置した。研究課題の中では、グローバル化、デジタル化、経済厚生と持続可能性を優先分野として、それらに関係する課題を優先して検討することとしている。タスクフォースは、SNA の課題だけでなく、国際収支統計、政府財政統計、環境経済勘定等の関連統計の課題も取り上げ、優先順位の検討を始め、2018 年 11 月に第 12 回会合を開催した AEG にその検討状況を報告している⁽⁶⁸⁾。我が国が供給・使用表を使用する枠組みに移行する過程までに、新しい国際基準の策定作業がより具体化してくるかもしれない、その際には新しい基準への対応が課題となることが予想される。

おわりに

本稿では、我が国の基幹統計である国民経済計算（JSNA）が国際基準である 2008SNA に準拠している状況を概観した。2008SNA に準拠する平成 23 年基準改定は多くの変更が行われた大幅な改革であったが、その後も、「統計改革の基本方針」で示された内容を実施するために内閣府の策定した「GDP 統計改善工程表」において、それ以上の大幅な改革の方向性が盛り込まれている。その中には、93SNA にも準拠せずに、これまで積み残しになっていた改革への対応も含まれる。

これまで対応が見送られていた理由である基礎統計の制約について、GDP 統計の精度向上のために基礎統計を整備するという取組がされようとしている。また、供給・使用表を基礎とす

(66) ただし、不正調査以前から、サンプルの入替えにより毎月勤労統計での賃金が上振れているのではないかと見られていたことで、2018 年 11 月に再推計を行っており、2019 年 1 月の再推計は小幅の修正にとどまった（「毎月勤労統計：不正調査 雇用者報酬、伸び率修正 内閣府」『毎日新聞』2019.1.25, 夕刊）。

(67) “Report of the Intersecretariat Working Group on National Accounts,” E/CN.3/2019/8, 19 December 2018. United Nations Statistics Division Website <<https://unstats.un.org/unsd/statcom/50th-session/documents/2019-8-NationalAccounts-E.pdf>>

(68) “Report of the ISWGNA Task Force on SNA Research Agenda,” 12th Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts, SNA/M1.18/1, 27-29 November 2018. *ibid.* <https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg/2018/M12_1_ISWGNA_TF_RA.pdf>

る体系への移行は、JSNAの基盤がSNAに準拠するという意義を持つ。こうした取組の結果、GDPは上方改定されるのか、下方改定されるのかはわからない。基礎統計の精度の問題によって現在、GDPを過大推計しているのか、過小推計しているのかがわからないからである。重要なことは、GDPが改定される方向ではなく、精度が高まるかどうかである⁽⁶⁹⁾。また、その体系に移行するのは2029年度という、非常に長期にわたる取組であり、技術的な課題も多い。数多くの基礎統計の整備も必要であり、その帰趨が注目される。

(いわもと やすし)

(69) 総務省統計委員会担当室室長は、投入調査の精度の向上について「GDPが増えるか減るかはわからないが、より信頼性のある統計ができるのは確かである。」と述べている（山澤成康「統計改革でGDPは増えるのか」『第一生命経済研レポート』2018.2, p.1. <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/monthly/pdf/1802_1.pdf>）。

別表 国際基準に基本的に対応していないもの

番号(注)	国際基準における勧告事項	概要
I.10	家計について、所得形態（雇主、自己勘定の就業者、雇用者、財産所得及び移転所得）に基づき内訳部門を設定する。	家計部門について、所得形態に基づく内訳部門は基礎統計の制約から設定していない。
III.2	財貨・サービスの産出の評価は原則として基本価格により、中間投入は購入者価格で評価する。	財貨・サービスの産出額については基礎統計の制約から基本価格ではなく生産者価格（生産・輸入品に課される税を含み、補助金を含まない）により、また中間投入は購入者価格により評価している。
III.4	原則として、非合法生産及びその他の非合法取引を含める。	非合法活動及び同取引については基礎統計の制約から捕捉していない。
III.12	再保険は元受保険と同様に扱い、元受保険会社と再保険会社の間取引は、連結を行わずに記録する。	再保険は、基礎統計の制約から元受保険と連結して記録している。
III.15	生産に長期を要する資産について、所有権が使用者に移転した時点で総固定資本形成として記録し、それまでは仕掛品在庫変動として記録する。	生産に長期を要する資産として、例えば建設やコンピュータソフトウェアについて基礎統計の制約から仕掛品在庫変動を記録していない。
VI.10	のれん及びマーケティング資産を非生産資産として記録する。	のれん及びマーケティング資産について基礎統計の制約から非生産資産としての記録を行っていない。
VI.12	所有権・使用権が行使され、市場価値があり、経済的な支配が存在するような水資源について、土地の価値とは別個に非生産資産として記録する。	水資源については、基礎統計の制約から、関連する土地の価値に含まれているものと整理し、別個に記録を行っていない。
VII.14	償還予定価額が広い指数に連動する債券は、償還予定価額の変動を利子として記録する。	指数連動型の債務証券について、「資金循環統計」（日本銀行）と整合的に、基礎統計の制約から、償還予定価額の変動は再評価勘定に記録されている。
VIII.10	一般政府と公的企業を連結した補足表を作成する。	国民経済計算の記録は非連結が原則であり、また基礎統計の制約から、一般政府と公的企業について連結による表章は行っていない。
X.3	一度しか作られない構築物の価格指数を作成する際には、慎重に定義した少数の代表的構築物に基づかせる。	一度しか作られない構築物の価格指数については、基礎統計の制約から、構築物全体と合わせ、代替的手法として位置づけられている、投入コスト型によって作成している。
X.7	非市場サービスの実質産出（数量測定）は、教育や医療など可能な限り産出指標に基づいて行う。	医療サービスは市場産出と扱っている。教育サービスのうち一般政府や対家計民間非営利団体の供給する非市場のサービスの実質産出については基礎統計の制約から投入指標により計測している。

(注) 番号は、出典に付された番号。

(出典) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」2016.11.30, pp.191-197, 巻末資料7. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf> を基に筆者作成。